

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 8 月 5 日

京都府立植物園長 戸部 博

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

京都府立植物園 機械設備管理及び温室用ボイラー運転業務

(2) 業務の仕様等

業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日まで

(4) 履行場所

京都市左京区下鴨半木町 京都府立植物園内

2 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地等

京都府立植物園総務課

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町

電話番号 (075) 701-0141

3 募集要領等の配布

上記 2 の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) からダウンロードすること。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 京都市に営業所を有する業者であること。

(3) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年度の 4 月 1 日をいう。以下同じ。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

- (4) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 個人情報の保護が適切に行われていると認められる事業者であること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
- (7) 令和7・8年度京都府建設工事競争入札参加資格審査において、「消防施設工事業」の許可を得ているものであること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書に添付資料を添えて提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出

ア 提出期間

令和8年8月5日（水）から令和8年8月17日（月）まで

イ 提出場所

2と同じ

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後4時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期限内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (ア) 法人にあつては商業登記簿謄本及び定款、個人にあつては後見登記等ファイルに記録がない旨の証明書
- (イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書（※滞納がないことの証明）
- (ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書（※未納税額のない証明）
- (エ) 営業経歴書又は営業実績調書
- (オ) 取引使用印鑑届
- (カ) 令和7・8年度京都府建設工事競争入札参加資格審査結果通知書
- (キ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求める

ことがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、京都府立植物園 機械設備管理及び温室用ボイラー運転業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

7 質問の受付・回答及び現地視察

仕様書、契約書(案)及びその他添付書類に関する質問については、次のとおり受け付ける。

また、資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者が、現地視察を希望する場合、参加資格通知日以後3日以内に連絡すること。

(1) 質問受付期間：令和8年8月5日(水)～令和8年8月17日(月)午後4時必着

(2) 質問方法：持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、2に提出すること。

(3) 質問様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「京都府立植物園 機械設備管理及び温室用ボイラー運転業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和8年8月19日(水)

(5) 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) に掲示し、個別には回答しない。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は6による資格審査の結果を通知した日から令和9年3月31日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者{3又は4の(2)のアに該当する者を除く。}は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると契約担当者が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他契約担当者が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に業務内容を粗雑にし、又は業務内容等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時：令和8年8月25日（火）午後2時

イ 場所：京都府立植物園内植物園会館2階研修室

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者

イ 申請書等に虚偽の記載をした者

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第 159 条第 2 項第 3 号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

14 その他

(1) 1 から 13 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、業務仕様書による。